

子供が輝く東京・応援事業達成度評価要領

30財事支第1706号

平成30年11月20日

第1 目的

この要領は、子供が輝く東京・応援事業助成金交付要綱(以下「助成要綱」という。)に基づき、実績連動型助成における達成度評価に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2 指標の設定

助成事業者は、成果目標達成に向けた道筋を体系的に示すロジックモデルにおいて、成果評価に必要な指標を設定しなければならない。

設定する指標は、事業の結果(アウトプット)及び成果(アウトカム)とし、成果(アウトカム)は、直接アウトカム、中間アウトカム及び最終アウトカムの三段階に分ける。

なお、各区分の定義は、次のとおりとする。

(1) アウトプット

事業者の取組によって達成された実績、基本的には事業者の取組によって実現されるもの

(2) 直接アウトカム

事業の実施により、対象者に与える直接的な変化(改善効果)

(3) 中間アウトカム

直接アウトカムによって生じる対象者、社会の意識や行動、状況の変化

(4) 最終アウトカム

中間アウトカムによって生じた変化によってもたらされた状態及び最終的に事業を通じて実現を目指す状態

第3 評価対象

アウトプット及び直接アウトカムを評価対象とする。

第4 評価対象指標数

評価対象指標数は、ロジックモデルで設定した指標のうち、アウトプット指標及び直接アウトカム指標の各区分1つを設定する。

第5 評価対象指標達成状況の報告

助成事業者は、評価対象として設定した指標の達成状況について、評価対象指標達成状況報告書(別記第1号様式)により、指定する期日までに理事長に報告するものとする。

第6 達成度評価基準

(1) 評価対象指標においては、次の達成度評価基準により評価を行う。

- ・設定したアウトプット指標のみ達成した場合・・・・・・・・・・・・・・・・助成率4分の1

- ・設定した直接アウトカム指標が達成した場合・・・・・・・・・・・・・・・・助成率2分の1
- (2) 上記における達成とは、設定した指標を100%達成した場合とする。
- (3) アウトプット指標達成の場合において、直接アウトカム指標の評価、アウトプット指標及び直接アウトカム指標達成の場合において、中間アウトカム指標の評価を実施する。

第7 評価結果の決定

前第6における達成度評価基準を踏まえ、最終的な評価結果は、公益財団法人東京都福祉保健財団の理事長が決定する。

なお、評価結果に基づく、助成事業に対する最終的な助成率及び助成額は、公益財団法人東京都福祉保健財団の理事長が決定し、文書で通知する。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、達成度評価基準に関して必要な事項は、理事長がこれを定める。

附 則

この要領は、平成30年11月20日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。